

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正等について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成22年6月30日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、四半期決算等に係る適時開示について、画一的な開示を求める枠組みを最小限に留め、上場会社が自らの判断に基づいて投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うこととするほか、本年3月期決算から国際会計基準(IFRS)の任意適用が認められることに対応し、IFRSを任意適用する上場会社及び新規上場申請者に係る上場制度を整備するなど、「有価証券上場規程」等の一部改正等を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

I. 改正概要

(備 考)

1. 四半期決算等に係る適時開示の見直し

(1) 四半期決算等に係る開示様式の明確化

上場会社は、決算又は四半期決算の内容が定まった場合の開示について、当取引所所定の様式により行うものとします。

・適時開示等規則第4条

(2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの見直し

上場会社は、既に開示した決算内容について、当該決算に係る法定開示書類の提出前に訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該訂正の内容を開示すれば足りるものとします。

・適時開示等規則第16条
第2項

(3) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

上場会社は、決算内容に関する補足説明資料を作成し、第三者にこれを提供した場合には、自社ホームページに掲載するなどの方法により当該資料の投資者への公平な提供に努めるものとします。	・適時開示等規則第46条の3
2. 国際会計基準（I F R S）任意適用会社対応	
(1) 上場審査基準等における取扱い 任意適用会社に対する純資産の額及び利益の額に係る基準については、I F R Sによって作成した連結財務諸表に基づいて算定される純資産の額及び利益の額を基に算出する額を用いることとします。	・株券上場審査基準の取扱い2(4)及び(5)
(2) 適時開示における取扱い - 任意適用会社が行う適時開示に係る軽微基準については、「経常利益」に係る基準は適用せず、「当期純利益」に係る基準については「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。 - 任意適用会社が行う業績予想については、売上高、営業利益、税引き前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益についての修正を適時開示の対象とします。	・適時開示等規則の取扱い1(1)及び(2)、2(1)及び(2) ・適時開示等規則第5条
(3) 上場廃止基準等における取扱い - 任意適用会社に対する債務超過に係る上場廃止基準及び指定替え基準の適用にあたっては、I F R Sと日本基準との会計基準上の差異により不利益な取扱いとならないよう特例を設けることとします。 - 任意適用会社に対する不適当な合併等に係る基準の適用については、「経常利益」の代わりに「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。	・株券上場廃止基準の取扱い1(4)等 ・株券上場廃止基準の取扱い1(8)
3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備	
(1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備 - 上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うものとします。 - 上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、必要かつ十分な適時開示を行うものとします。	・適時開示等規則第38条の2第1項等 ・適時開示等規則第38条の2第2項
(2) 議決権行使を容易にするための環境整備の拡充 上場会社は、「議決権行使を容易にするための環境整備」とし	・適時開示等規則の取扱い

て、実質的な株主による指図権の行使を容易にするための環境整備を行うよう努めることを追加します。	い20(5)
4. その他	
(1) 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し ・ 上場会社が連結財務諸表作成会社である場合の適時開示に係る軽微基準については、連結財務諸表における数値（連結売上高等）を用いることとします。 ・ インサイダー取引規制上の重要事実に該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化します。	・ 適時開示等規則の取扱い 1、3 ・ 適時開示等規則第5条 3項等
(2) 適時開示に係る宣誓書制度の見直し 上場会社に提出を求めてきた「適時開示に係る宣誓書」については、当取引所の定める諸規則の遵守を確認する書類（確認書）に改めることとし、提出時期を新規上場時及び代表者の異動時に限ることとします。	・ 有価証券上場規程第7条の4、債券に関する有価証券上場規程の特例旧第6条の2等
(3) その他 その他所要の改正を行うものとします。	・ 有価証券上場規程第3条、適時開示等規則第2条、第31条の2、第34条、株券上場廃止基準第2条等

Ⅱ. 施 行 日

平成22年6月30日から施行します。ただし、以下の経過措置等を講じます。

（四半期決算短信等に係る開示）

「1. (1) 四半期決算等に係る開示様式の明確化」に係る規定は、四半期決算短信に係る開示については、施行日以後最初に終了する四半期決算の内容が定まった場合の開示から適用することとします。

また、通期決算短信に係る開示については、平成23年3月1日以後最初に終了する決算の内容が定まった場合の開示から適用することとします。

（決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱い）

「1. (2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの見直し」に係る規定は、施行日以後最初に終了する決算又は四半期決算の内容が定まった場合の開示から適用することとします。

以 上